

利根町難病療養者見舞金

指定難病などにより、長期にわたり治療を要し、療養を必要とする方に難病療養者見舞金を支給します。

▼対象者

次の要件をいずれも満たす方

- ・茨城県から、指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方
- ・利根町に住所を有する方（申請日の前日から起算して6カ月以上前から引き続き住所を有すること）

※今年度より、「見舞金の支給を受けようとする年において市町村民税が非課税の方」という要件が撤廃されました。

▼申請に必要なもの

- ・該当する受給者証の写し
- ・支給対象者もしくは保護者名義の通帳やキャッシュカードの写し

▼支給額・支給日

- ・支給額 20000円／年
- ・支給日 支給決定日の翌月

※2年目以降の方は10月に現況届を提出いただき、支給は12月を予定しています。

▼申請期間 随時受け付け

▼申請・問い合わせ

利根町役場 福祉課 障害福祉係
☎ 68・2211（内線123）
午前8時30分～午後5時15分
（平日のみ、年末年始を除く）

利根町地方就職支援金

町では、大学生などのUターン就職を促進するため、茨城県と連携し、予算の範囲内において地方就職支援金を支給します。

▼支援金の額および対象経費

- ・就職活動に要した交通費
上限4260円
- ・引っ越しに要した移転費
上限66000円

▼主な支給要件

- ・東京圏内（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県で、条件不利地域を除く）のキャンパスに在学し、卒業・修了していること。（交通費については、卒業・修了見込みで就職が内定している場合も対象）
- ・大学・大学院の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること
- ・卒業・修了後、勤務地が茨城県内または千葉県内（千葉県内については条件不利地域に限る）にある企業に就職し、利根町へ移住したこと

詳細な支給要件および申請方法などについては、町公式ホームページをご覧ください。役場政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係

☎ 68・2211（内線332）

Eメール：chiiki@town.tone.lg.jp



町公式ホームページ

障害基礎年金について

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。

▼障害基礎年金を受け取るための3つの確認

- ① 障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日が、次のいずれかにあること
- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間

※厚生年金に加入していた方は、お近くの年金事務所へ、共済年金などに加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合などにご相談ください。

- ② 初診日の前日までに、次のいずれかの要件を満たしている方
- ・初診日がある月の2カ月前までの加入期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある方
- ・初診日に65歳未満であり、初診日がある月の2カ月前までの1年間に保険料の未納がない方

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

- ③ 一定の障がいの状態にあること
- ・障害認定日（※）または20歳に達したときに、「障害等級表」で定める1級・2級にあたる障がいがある方

※障害の状態を定める日のことで、初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

▼障害基礎年金の額

- ・1級
年額・105万9125円＋子の加算（昭和31年4月1日以前に生まれた方 105万6125円）
- ・2級
年額・84万7300円＋子の加算（昭和31年4月1日以前に生まれた方 84万4900円）

- ・子の加算額（年額）
1人につき・24万3800円
第3子以降
1人につき・8万1300円

※加算に係る子の年齢制限
18歳になった後の最初の3月31日までの子
20歳未満で障害等級1級・2級の障がいの状態にある子

障害年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

▼問い合わせ

土浦年金事務所 お客様相談室
☎ 029・825・1170
自動音声に従って1の後に2を押してください。

保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線177）